

広島県と株式会社マイナビとの 包括的連携に関する協定書

広島県を甲とし、株式会社マイナビを乙として、甲と乙は、相互の連携を強化し、県民サービスの向上と広島県内における地域の一層の活性化に資するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結した。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、県民サービスの向上及び地域社会の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- （1）県産品の販売促進に関すること
- （2）県政情報の発信・観光振興に関すること
- （3）地域防災に関すること
- （4）地域の安全・安心に関すること
- （5）環境対策・リサイクルに関すること
- （6）女性の活躍・働き方改革に関すること
- （7）少子化対策・子育て支援・青少年育成に関すること
- （8）高齢者支援・障害者支援に関すること
- （9）健康増進・食育に関すること
- （10）教育・文化の振興に関すること
- （11）その他、県民サービスの向上、地域社会の活性化に関すること

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙とは定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、取組毎に別途取り決める。

3 第1項各号に定める事項を推進するに当たっては、甲と乙は県内市町等との連携が図られるよう努めるものとする。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結日より1年間とし、期間満了の1か月前までに甲又は乙により書面による申し出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約できるものとする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかから本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、双方の合意に基づき変更を行うものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た相手方の秘密情報については、事前に書面または電磁的方法により相手方の承諾を得た場合を除き、第2条に定める連携事項の範囲内で利用するものとし、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。但し、次に掲げる情報は秘密情報に該当しないものとする。

- (1) 相手方から提供を受けたときに既に公知となっていたもの、または相手方からの提供後、自らの故意または過失によらずして公知となったもの
- (2) 相手方から提供を受けたときに既に保有していたもの、または相手方から提供を受けた後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したもの
- (3) 相手方から開示を受けた情報によらず、自らが独自に開発したもの
- (4) 法令により開示を求められたもの

2 甲及び乙は、本協定の有効期間中及び有効期間終了後3年間に限り、前項の秘密保持義務を負うものとする。

(疑義の決定)

第6条 本協定の定める事項に関して疑義等が生じた場合及び本協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年8月27日

甲 広島県広島市中区基町10番52号
広島県
代表者 広島県知事

横田 美香

乙 東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号
株式会社マイナビ
取締役 副社長執行役員

渋谷 喜一郎